

(北多摩南部医療圏域)

地域医療支援病院の名称承認申請について

開設者名	学校法人慈恵大学	開設者所在地	東京都港区西新橋3丁目25番8号
病院名	東京慈恵会医科大学附属第三病院	病院所在地	東京都狛江市和泉本町4丁目11番1号
診療科目	内科、消化器内科、脳神経内科、腎臓内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、血液内科、呼吸器内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、消化器外科、肝臓外科、乳腺外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、救急科、病理診断科		
指定等	保険医療機関、救急医療機関、臨床研修指定病院（医師）、健康保険、国民健康保険取扱指定病院、労災保険指定病院、老人保険法指定病院、結予防法指定病院、生活保護法指定病院、指定養育医療機関、精神保健福祉法指定病院、身体障害者福祉法指定病院、地方公務員災害補償法指定病院、東京都医療費助成事業指定病院、医療被ばく低減認定施設、DPC対象病院、特定疾患治療研究事業指定医療機関、小児慢性特定疾患治療研究事業指定医療機関、指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療・精神通院医療）、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都休日・全夜間診療事業参画医療機関、東京都神経難病医療拠点病院、東京都周産期連携病院（休日・全夜間診療事業（産科）医療機関）、東京都CCU救急医療体制整備事業参画医療機関、東京都耳鼻咽喉科医会休日診療事業参画医療機関、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都医師会母体保護法指定医師医療機関、東京都感染症入院・診療協力医療機関、東京都がん診療連携拠点病院、東京都地域連携型認知症患者医療センター、東京都難病医療協力病院、東京都アレルギー疾患医療専門病院（小児科）、狛江市・調布市平日小児夜間診療事業参画医療機関、財団法人日本医療機能評価機構 認定施設 一般病院2、財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度参画施設		
病床数	一般 534床、結核 27床、精神 20床 合計581床		
申請概要	<p>(申請に当たっての考え方)</p> <p>当院は狛江市、調布市および近接地域の急性期病院であり、5疾病5事業の医療連携体制を構築する為、地域医師会並びに地方自治体と協力しながら上記にある様々な指定病院として認定されております。また、在宅医療においても「総合医療支援センター」を設け、入退院支援や在宅医療への移行支援だけでなく、近隣在宅医療機関からの急変患者受入も常に対応を行っております。医療連携に関しては、現在ICTによる連携強化を推進しており、WEB上で当院の診療情報を公開し共有することで、共同で継続的な治療を行っております。</p> <p>地域医療支援病院申請にあたっては、新興感染症対策並びに災害医療体制確保として以下の取組を計画・実施しております。</p> <p>1. 新興感染症対策</p> <p>感染制御チーム（ICT）を設けており、地域医療機関と連携しながら感染対策の調査・分析・指導・研修を行っており、また結核病棟も有していることから質の高い感染医療を提供することが可能です。その為、新型コロナウイルス感染症対応としても東京都が定める入院重点医療機関として常に病床を確保し、陽性患者を受け入れております。また、地域医療従事者に対するワクチン接種を院内で実施し、酸素・医療提供ステーションにも医師を派遣、同ステーションの後方支援病院として協力しております。</p> <p>2. 災害医療体制確保</p> <p>当院は東京都災害拠点病院に指定されており、平時から災害に備えるため事業継続計画（BCP）を策定し、外来・入院患者だけでなく罹災した地域住民のための食料・飲料水も確保しております。また、毎年狛江市・調布市並びに両市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と共同して実践的な総合訓練を行っており、災害活動に関する各種協定を締結し、地域防災力の向上を推進しております。</p> <p>2025年には新病院を竣工し、地域の医療ニーズを捉え、高度急性期、急性期から回復期、地域包括ケアへと切れ目のない質の高い医療サービスを構築し、縦割りの診療ではなく、患者・患者家族の持つ問題点を包括的に解決するシームレスな医療を目指しております。また、健康推進センターを設立し、住民や患者に未病・一次予防・二次予防への対策を講じます。</p> <p>以上より、地域医療支援病院として、近隣地区全体の地域医療の更なる充実に貢献したく、承認申請させていただきます。</p>		

事項

① 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること

次のいずれかに該当 紹介率80%以上 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

② 共同利用のための体制が整備されていること

共同利用に関わる規定 利用医師等登録制度(開設者と直接関係のない医療機関が5割以上) 共同利用のための専用病床

③ 救急医療を提供する能力を有すること

24時間重症救急患者の受入に対応できる体制(医師等医療従事者、施設使用) 重症救急患者のために優先的又は専用で使用できる病床
次のいずれかに該当 救急自動車により搬送された患者数が1,000以上 救急自動車により搬送された患者数が二次医療圏人口の0.2%以上

④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修行わせる能力を有すること

研修プログラム 研修全体の教育責任者及び研修委員会 施設、設備 年間12回以上主催(前年度)

⑤ 医療法に規定する施設を有し、構造設備が要件に適合すること

集中治療室 化学、細菌及び病理の検査施設 病理解剖室 研究室 講義室 図書室
 救急用又は患者輸送用自動車 医薬品情報管理室

⑥ 諸記録を備えておくこと、体系的に管理すること、閲覧させること

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の備え 諸記録の管理責任者及び担当者を定め、分類した管理
 諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定め、見やすいよう掲示

⑦ 地域医療支援病院が設置すべき委員会を設置すること

委員構成(医師会、行政機関、学識経験者等) 定期的な開催(4半期に1回程度)(前年度)

⑧ 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること

患者相談窓口及び担当者の設置

⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること

居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援 医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供

⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと

平時から感染拡大時を想定した対応方針等の整備 感染拡大時には感染症指定医療機関等と連携し、患者の重症度に応じた積極的な受入や自院の特性を活かした医療を提供

(参考) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関

⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

平時からBCPを策定し、研修及び訓練の実施や必要な備蓄を行う等体制を整備 災害発生時には区市町村等と連携を図り、傷病者を受け入れる

(参考) 東京都災害拠点病院 東京都災害拠点連携病院